平成２７年（フ）第１３０号
広島県福山市加茂町字芦原207番地２
破産者　繁岡　辰昭
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３８号
北九州市八幡西区春日台１丁目７番７号
破産者　竹下　　恵（旧姓大内田）
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０号
長崎県長崎市小峰町14番25―703号
破産者　中尾　美恵
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
長崎県長崎市油木町88番地21
破産者　林田　一生
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
宮崎市大坪西２丁目５番22号
破産者　笠岡　芳博
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４５５号
福岡市南区太平寺１丁目28番23号
破産者　平山　淳士
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５６号
福岡県大野城市白木原１丁目２番15号　401号
破産者　有田智津子
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６３０号
福岡市博多区竹下２－４―29　ベネフィス博多南グランスウィート802号、申立時の住所福岡市中央区港１丁目２番18―611号
破産者　金子美奈子（旧姓堀）
１　決定年月日　平成28年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９５号
沖縄県那覇市壺屋１丁目27番11号　グランドールまえ城６－D
破産者　川中　由仁
１　決定年月日　平成28年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９６７号
札幌市北区新琴似11条13丁目１番21号ロジェ13―201号、開始決定時の住所札幌市北区北36条西４丁目１番24―901号
破産者　宮　　幸男
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１２号
仙台市若林区若林１丁目８番４－１号　トゥインクルコート若林４番館101
破産者　佐藤　定彦
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
茨城県稲敷市沼田2693―22、(前住所）茨城県稲敷市伊崎818番地２
破産者　国花園こと　石井　　隆
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
埼玉県越谷市大字平方205―５　ＮＡハイツＩ　201号室、住民票上の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷736
破産者　大石美恵子
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５４４号
福岡市東区西戸崎１丁目４番６号
破産者　宮本　勝男
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑４番地17
破産者　横浜　林三
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
岐阜市日野南９丁目１番11号（コート・デ・ラ・モンターニュ　202)、破産手続開始時の住所岐阜市黒野1150番地12
破産者　臼井　　誠
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５０１号
広島市安佐北区可部南２丁目３番46―104号
破産者　メガネセンターアイこと　野見山和夫
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部